

平成25年第5回(5月)臨時会

鏡石町議会会議録

(第337号)

平成25年5月21日 開会

平成25年5月21日 閉会

鏡石町議会

第5回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月21日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第23号及び報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
報告第25号及び報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
報告第27号及び報告第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
報告第32号及び報告第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	28
○閉議の宣告	28
○町長挨拶	28
○閉会の宣告	29
○署名議員	31

鏡石町告示第31号

第5回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成25年5月15日

鏡石町長 遠藤 栄 作

記

1. 期 日 平成25年5月21日(火) 午後1時30分

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について(11件)
- (2) 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事(岡ノ内地区)請負契約の締結について
- (3) 調停について
- (4) 平成25年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

平成25年第5回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成25年5月21日(火)午後1時30分 開会

- | | | |
|-----|----|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 報告第23号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 4 | 報告第24号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 5 | 報告第25号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 6 | 報告第26号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 7 | 報告第27号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 8 | 報告第28号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 9 | 報告第29号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 10 | 報告第30号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 11 | 報告第31号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 12 | 報告第32号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 13 | 報告第33号 専決処分した事件の承認について |
| 日程第 | 14 | 議案第159号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事(岡ノ内地区)請負契約の締結について |
| 日程第 | 15 | 議案第160号 調停について |
| 日程第 | 16 | 議案第161号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 | 17 | 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について |

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤	栄作君	副町長	助川	浩一君
教育長	高原	孝一郎君	総務課長	小貫	忠男君
税務町民課長	柳沼	英夫君	健康福祉課長	小貫	秀明君
産業課長	小貫	正信君	都市建設課長	関根	邦夫君
上下水道課長	圓谷	信行君	参事兼 教育課長	木賊	正男君
会計管理者 兼室長	高原	芳昭君	原子力災害 対策室長心得	吉田	竹雄君
農業委員会 事務局長	関根	学君			

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田	賢司	主幹	岡部	フミ子
-------------	----	----	----	----	-----

開議 午前 11 時 00 分

開会の宣告

議長（渡辺定己君） ただいまから、第 5 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

議長（渡辺定己君） 初めに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

8 番 大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

議会運営委員長（大河原正雄君） 第 5 回鏡石町議会臨時会議事日程表（案）を報告いたします。平成 25 年 5 月 21 日（火）午後 1 時 30 分開会、招集者挨拶開議、議事日程、日程番号、件名の順で報告いたします。

〔以下、議事日程表により報告する。〕

招集者挨拶

議長（渡辺定己君） 本臨時会にあたり町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 本日は、第 5 回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ議員の皆様には、公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回、臨時会にご提案申し上げますのは、造成宅地滑動崩落緊急対策工事請負契約の締結並びに境西団地の浮動沈下等による損害賠償関係の調停及び平成 25 年度一般会計補正予算（第 1 号）、更には、専決処分した事件の承認については条例の一部改正 2 件、平成 24 年度一般会計他特別会計補正予算 9 件であります。

よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

開議の宣告

議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は 12 名です。

定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

議事日程の報告

議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

よろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

議長（渡辺定己君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番、円谷寛君、2 番、古川文雄君、3 番、菊地洋君の 3 名を指名いたします。

会期の決定

議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決しました。

報告第23号及び報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第3、報告第23号及び日程第4、報告第24号の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3及び日程第4の報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、柳沼英夫君。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

税務町民課長（柳沼英夫君君） ただいま一括上程されました、報告第23号 専決処分した事件の承認について並びに報告第24号 専決処分した事件の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの専決処分2件につきましては、上位法であります地方税法及び国民健康保険法施行令の一部改正が行われ、平成25年3月31日に交付されたことに伴う改正でございます。

まず初めに、報告第23号 専決処分した事件の承認については、専決第14号として鏡石町税条例の一部を改正する条例につきまして、平成25年3月31日付けで専決処分したものでございます。

このたびの税条例の一部改正の主な内容につきましては、延滞金に係る納税環境整備と、住宅取得に係る措置としまして、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う対応としまして、今回、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

まず、第34条の7につきましては市町村等へ寄附をした場合の個人町民税からの税額控除につきまして、復興特別所得税の軽減等も含めまして控除できるように地方税法附則の改正による改正でございます。

次に第54条につきましては、独立行政法人森林総合研究所が行います農用地総合整備事業等を実施する場合の固定資産税の非課税措置でございますが、今後の業務におきまして見込まれる対象が無いことから廃止し、条文から削除するものでございます。

次に、第131条につきましては、特別土地保有税の特例措置でございますが、

第54条の改正と同様に独立行政法人森林総合研究所を削除するものでございます。

附則第3条の2につきましては、国の延滞税改正に伴い、地方税の延滞金の割合の特例措置でございまして、延滞金計算の基礎となります特例基準割合の見直しと、延滞金等の利率を引き下げまして、事業者等の負担軽減を実施し、納税環境の整備を行う改正でございまして、

第2項につきましては、第1項中で削除されました第52条、申告の延長が認められている場合の納期限の延長に係る延滞金の規定でございまして、第1項から削除しまして、第2項として別途規定を追加するものでございます。

次のページになりますが、附則第4条につきましては、申告期間の延長の適用を受けた場合におけます延滞金については、申告期間を延長した期間に対応する延滞金の額のうち、当該延滞金の割合が特例基準割合であるとした場合におきます、所要の改正と文言の整理をするものでございます。

附則第4条の2につきましては、一定の公益法人等に対しまして財産の贈与や寄附をした場合におきます非課税措置につきまして、租税特別措置法の条項改正に伴う改正でございまして、

附則第7条の3の2については、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴いまして所得税の住宅ローン減税が拡充されたことに伴い、個人町民税につきましても25年末で期限切れとなる特別控除について、4年延長して平成29年末までと拡充するための改正でございまして、

次に附則第7条の4につきましては、第34条の7の改正に伴う寄附金税額控除の特例控除の特例に関する所要の改正でございまして、

附則第10条の2につきましては固定資産税の課税標準の特例を定める規定でございまして、再生可能エネルギーに関する特別措置法に係る認定発電設備の規定を今回追加するものでございます。

附則第17条の2につきましては、長期譲渡所得のうち優良住宅地の造成のための譲渡について軽減される特例措置につきまして租税特別措置法の条項改正に伴う所要の改正でございまして、

次に附則第22条の2につきましては、東日本大震災に係りまして譲渡期限の延長の特例措置でございまして、このたびの改正につきましては読替部分を表にすることによって、いずれの条項が読み替えられているかが分かりやすいように規定の整備を行ったものでございまして、次のページに読み替え表が示されておりますのでご覧いただきたいと思います。

次のページをお願いします。

追加する第2項につきましては、前項納税義務者の相続人についても同様に所有していたものとみなしまして、第1項の特例を適用するための改正でございまして、第2項を第3項とし、第2項追加に伴う規定の整備を行ったものでございます。

第23条につきましては、東日本大震災によりまして、特別控除の適用を受けていた家屋が使用なくなった場合の住宅借入金の特別税額控除について、引き続き特別税額控除の適用を受けることができるように地方税法附則の条例改正に伴う改正でございまして、

次に附則でございまして、第1条につきましては、施行日を平成25年4

月1日からとするものでございます。

次のページをお願いします。

1項ただし書きの第1号寄附金税額控除、延滞金の割合等の特例、納期限の延長等に係る延滞金の特例、公益法人等に係る町民税の課税の特例、優良住宅地造成のための長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例及び東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡期限の延長の特例並びに次条延滞金に関する経過措置並びに町民税に関する規程の適用に関する規定につきましては、平成26年1月1日から施行すると定めるものでございます。

第2号の個人町民税の4年延長規定につきましては、施行日を平成27年1月1日とするものでございます。

次に第2条としまして延滞金に関する経過措置でございます。

附則第3条の2「延滞金の割合等の特例」につきましては、平成26年1月1日以後の適用とするものでございます。

続いて第3条としまして町民税の経過措置でございます。第1項「公益法人等に係る町民税の課税の特例」につきましては、平成26年度以後の適用とし、第2項「東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡期限の延長の特例」につきましては、平成25年1月1日以後の土地等の譲渡について適用するものでございます。第3項「東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例」につきましては、平成27年度以後の個人町民税から適用とするものでございます。

最後に第4条固定資産税の経過措置につきましては、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適応するものとし、第2項については、地方税法附則改正に伴う文言の読み替えをするための改正でございます。

税務町民課長（柳沼英夫君君） 以上が税条例の一部を改正する条例についての内容でございます。

次に報告第24号 専決第15号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては平成25年3月31日付けで専決処分したものでございます。

7ページになります。

このたびの一部改正につきましては、国民健康保険の被保険者でありました者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化することと、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正でございます。

次のページをお願いいたします。

まず、第5条の2につきましては「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」についてでございます。

国保から後期高齢者制度へ移行後5年間については、軽減判定の算定上、国保世帯員と同一世帯員として計算されてきた軽減措置について期限のない恒久化とするための改正でございます。また、後期高齢者制度への移行によって単身となった世帯（特定世帯）について5年間2分の1と軽減してきたものに加えまして、移行後6年目から8年目までの間にある世帯（特定継続世帯）に対しては、4分の1を軽減する措置を追加する改正でございます。そのため、第1号には、特定世帯に新たに特定継続世帯を追加したものでございまして、第3号として世帯別平等割2万円

の4分の1を軽減して1万5,000円を追加するものでございます。

次に第7条の3「被保険者の後期高齢者支援金に係る世帯別平等割額」については、第5条の2と同様に特定継続世帯を加えまして、第3号として世帯別平等割6,300円の4分の1を軽減して、4,725円を追加するものでございます。

次に、第23条につきましては国民健康保険税の減額でございます。所得の区分によりまして税率の7割、5割、2割を減額する措置でございます。第1号につきましては、7割軽減世帯であります。イの(ア)について国民健康保険の被保険者における世帯別平等割額について、特定継続世帯を加えるものでございまして、(ウ)として、世帯別平等割1万4,000円の4分の1を軽減して1万500円を追加するものでございます。

次にエの(ア)につきましては、後期高齢者支援金に係る世帯別平等割額につきまして、同様に特定継続世帯を加える改正で、(ウ)として世帯別平等割4,410円の4分の1を軽減して3,307円を追加するものでございます。

次に第2号につきましては、5割軽減世帯でございまして、7割軽減世帯と同様に、世帯別平等割額について特定継続世帯を新たに加えて(ウ)とし、世帯別平等割1万円の4分の1を軽減して7,500円を追加するものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第23条第2号エの(ア)につきましては、後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額につきましても、特定継続世帯を加えて、(ウ)として世帯別平等割3,150円の4分の1を軽減して2,362円を追加するものでございます。

第3号につきましては、2割軽減世帯でございしますが、イの(ア)については、新たに特定継続世帯を加える改正でございまして(ウ)として、世帯別平等割4,000円の4分の1を軽減して3,000円を追加するものでございます。エの(ア)につきましても、後期高齢者支援金等に係る世帯別平等割額につきまして、同様に特定継続世帯に加えて、(ウ)として世帯別平等割1,260円の4分の1を軽減して945円を追加するものでございます。

次に附則第15項につきましては、被災居住用財産の譲渡期限の延長の特例が3年から7年に延長されたことに伴う地方税法附則の改正に伴う条項の改正でございます。

最後に附則第1条としまして、平成25年4月1日から施行することとしますが、ただし書きの譲渡期限7年延長措置規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

第2条適用区分として、改正後の町国民健康保険税条例の規定は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するとし、第2項新条例附則第15項の規定につきましては、平成26年度以後の年度分の健康保険税について適用するものであります。

税務町民課長(柳沼英夫君君) 以上、一括上程されました報告第23号並びに報告第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(渡辺定己君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより裁決を行います。

はじめに、報告第23号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を裁決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第23号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第24号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第24号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第25号及び報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第5 報告第25号及び日程第6 報告第26号の専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6の報告2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

副町長（助川浩一君） ただいま一括上程されました、報告第25号並びに報告第26号 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

本件、報告第25号は平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）につきまして専決第16号として平成25年3月25日付け専決処分したものでございます。12ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、平成25年度分「鏡石町災害公営住宅整備事業」並びに災害公営住宅関連「児童ふれあい施設整備事業」に係る耐震性貯水槽整備の2つの事業が、平成25年3月の町議会閉会後に国より東日本大震災復興交付金第5回目の対象として、採択されたことから町東日本大震災復興交付金基金への速やかな積立を行うため、当該事業に係る経費3億6,135万5,000円を歳入歳出それぞれに増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億1,610万8,000円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

副町長（助川浩一君） 以上、報告第25号につきましてご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第26号 専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

21ページをお開き願います。

本件は、平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして、専決第17号としまして、平成25年3月31日付け専決処分したものでございます。

22ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては年度末を迎えた事業の確定により平成24年度予算の整理をしたものでありまして、第1条におきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,442万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,168万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、本議案記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量となっておりますので各目毎補正額の増減が500万円以上につきまして、以下、事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

副町長（助川浩一君） 以上、一括上程されました報告第25号並びに報告第26号につきまして、ご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、報告第25号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第7号）の専決処分した事件の承認についての件を裁決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第25号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第26号 平成24年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第26号専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第27号及び報告第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第7 報告第27号及び日程第8 報告第28号の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、柳沼英夫君。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

税務町民課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました、報告第27号 専決処分した事件の承認について並びに報告第28号 専決処分した事件の承認について提案理由の説明を申し上げます。

103ページになります。

まず初めに、報告第27号 専決処分した事件の承認についてでございます。

このたびの専決処分は、専決第18号としまして、平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、平成25年3月31日付けで専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。

このたびの補正予算は、歳入歳出それぞれ事業費の確定に伴う補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,307万9,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、17億2,327万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、110ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

税務町民課長（柳沼英夫君） 以上、国民健康保険特別会計補正予算について、説明させていただきました。

次に、133ページでございます。

報告第28号 専決処分した事件の承認についてでございます。

こたびの専決処分につきましては、専決第19号として、平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、平成25年3月31日付けで専決処分したものでございます。

次のページをお願いいたします。

平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

こちらにつきましても、事業の確定に伴う補正予算でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,420万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,351万円とするものでございます。

詳細につきましては、140ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

税務町民課長（柳沼英夫君） 以上、一括上程されました報告第27号並びに第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより裁決を行います。

初めに、報告第27号 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を裁決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第27号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第28号 平成24年度鏡石町後期高齢者医療別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第28号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第9 報告第29号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 小貫秀明君

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました報告第29号 専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

146ページをお開きください。

専決第20号といたしまして、平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付けで専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、介護サービス費等の確定に伴うものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,159万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,265万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、報告第29号 平成24年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第29号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第10 報告第30号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました報告第30号 専決処分した事件の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

161ページでございます。

このたびの専決は、地方自治法の規定により専決第21号により平成25年3月31日付けで専決処分したものであります。

次のページをお開きください。

平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はなく、事業の確定に伴い歳出予算額を整理するものであります。詳細につきましては、166ページからの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

産業課長（小貫正信君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより報告第30号 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第30号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第11 報告第31号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました報告第31号 専決処分した事件の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

170ページをお開き願いたいと思います。

本件は、平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決第22号として平成25年3月31日付けで専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、事業の確定により平成24年度予算を整理したものでございます。

予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,042万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,357万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、176ページから事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

都市建設課長（関根邦夫君） 以上、ご説明申し上げます。

ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、報告第31号 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第31号専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

報告第32号及び報告第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第12 報告第32号及び日程第13 報告第33号の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました、報告第32号 専決処分した事件の承認について 専決第23号専決処分書 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）から報告第33号 専決処分した事件の承認について 専決第24号専決処分書 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）まで専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

報告第32号、第33号は地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成25年3月31日付けで専決処分をしたので、同条第3号の規定によりまして報告をし承認を求めるものでございます。

最初に182ページになります。

平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、今回の補正につきましては、平成24年度事業の確定に伴いまして、予算の整理をするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,216万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,055万円とするものでございます。

内容につきましては、188ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

上下水道課長（圓谷信行君） 以上が、公共下水道になります。

次に、200ページになります。

専決24号専決処分書になります。平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回の補正につきましては、平成24年度事業確定に伴いまして、予算の整理をするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 340万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,270万円とするものでございます。

内容につきましては、206ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

上下水道課長（圓谷信行君） 以上、報告第32号並びに第33号の2件につきましてご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより報告2件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、報告第32号 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第32号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

次に、報告第33号 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第33号 専決処分した事件の承認についての件は、承認することに決しました。

議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第14 議案第159号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）請負契約の締結についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君）〔第159号議案を朗読〕

議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第159号の鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）請負契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの工事請負契約につきましては、東北地方太平洋沖地震により被災した岡ノ内地内の宅地が、今後の地震等から被害を未然に防ぐため対策工事を行うための工事請負契約であります。

去る4月26日に執行した制限付一般競争入札により契約金額及び契約の相手方等が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1 契約の目的 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約の金額 9,559万950円
- 4 契約の相手方 福島県福島市大町7番25号

ライト工業株式会社 福島営業所 所長 岡本秀幸

なお、工期につきましては、平成26年2月28日を設定しております。

都市建設課長（関根邦夫君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷寛君 登壇〕

1番（円谷寛君） ただいまの議案第159号について、質問をさせていただきます。この入札の手法については、前に南町の工事の時にこのような手法をとって、大変疑惑を生じているのです。前町長の時代ですけれども、これはやはりまずいのではないかと私も一般質問の中で申して参りました。この最低制限価格。ただ、都市建設課長は良心的だと思うのですね。失格した金額を先程の全協の中で明らかにしましたけれども、その南町の時には、失格したものについては一切出せませんということで、これは発表しなかったのです。こういう怪しいことをやって財界ふくしまなどに書かれていたのです。

この手法は非常に問題があると私も一般質問の中で言ってきたのですが、なぜ、このような入札の手法を取らざるを得なかったのか説明してください。

議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

都市建設課長（関根邦夫君） 円谷議員のご質問にご答弁申し上げます。この工事

につきましては、特殊工事ということと財政上、予定価格が1億円を超えるということでございましたので、入札の要項に基づきまして、一般制限入札を執行したところでございます。

なお、この関係につきましては、指名委員会等で諮りながらその手法を決定したところでございます。

以上、答弁申し上げます。

議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第159号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手、多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第15 議案第160号 調停についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君） 〔第160号議案を朗読〕

議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第160号 調停につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

郡山裁判所平成24年（ノ）第106号損害賠償請求調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

このたびの調停につきましては、昨年12月調停申立から3回にわたり、話し合いを行ってまいりました結果、4月18日の第3回目の調停で3番の調停内容にあります内容で合意となりましたので、本日、議会の議決を賜り調停成立をさせたいので議会の議決をお願いするものであります。

- 1 事件名 郡山簡易裁判所平成24年（ノ）第106号損害賠償請求調停事件
- 2 当事者 申立人 福島県岩瀬郡鏡石町岡ノ内 236 西アパート102号

中川西 司 氏
相手方 福島県鏡石町

3 調停の内容

- (1) 相手方は、申立人に対し、本件事案による損害賠償として、金682万円の支払義務のあることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、鏡石町境85番53の代替地の提供を行う。
- (3) 相手方は、申立人に対し、(1)の金員を調停成立日から1箇月以内に、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (4) 申立人は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 申立人と相手方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は、各自負担とする。

4 調停理由

本事件については、郡山簡易裁判所調停委員会から調停成立についての要請が強くなされたこと及びこの調停により申立人と相手方との間の問題の早期な解決を勧奨し、調停を成立させようとするものである。

総務課長(小貫忠男君) 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(渡辺定己君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長(渡辺定己君) 11番 木原秀男君

〔11番 木原秀男君 登壇〕

11番(木原秀男君) 議案第160号 調停についてですけれども、これは今までの調停において、知っている限りですけれども勝ったためしは無い。こういうふうな状況で、血税を簡単に払おうとしているその態度が私にとっては解せないのです。結局、これは完全に引き分けでは無いです。完全に負けた調停です。これに対する原因とそれから反省ですね。それともう一つおまけに、余の請求を放棄ということは、どういう請求が他にあったのかというふうなことを3点お伺いします。

町長がいいね。町長さんお願いします。

議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長(遠藤栄作君) 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。原因といいますのは、先程、総務課長の方から説明がございましたけれども、更に全協の方でも説明申し上げたけれども、平成9年頃からこういった状況がありまして、更に一旦宅地を直して、それでも更に家が傾いてしまったと。

これは震災前にそういった事が起きた。そういった事があって申立人の方からこういった要望について以前からあった。そういった事で今回、原因としてはそんな事の経緯があったということであります。

反省といいますのは、やはり、もっともっと以前に申立人からいろいろな面であ

ったということに関してはやはり町としても、もっともっと早くこういった内容を含めて対応すべきだったのかなというふうに反省をしている。これは長くこういった問題を引きずることは好ましく無いというふうに私は考えております。

その他の要求というものは、この前の全協の中で示しました金額で申立人が申し立てているということで、なお、この部分については調停の中で減額がなされてきたということでありますので、そんな中身で今回調停が成立するという中身でありますのでご了承いただきたいと思います。

議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君。再質問を許します。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

11番（木原秀男君） 今、説明は解ったような解らないような感じです。結局、こういうふうな9年頃からの申し出があったという事ですけども、これは、なぜ鏡石町でこのような土地を販売するに至ったかというふうな事を。これも例えば境団地の分譲の2億円負担したという現実があるわけですけども、なぜ、こういうふうな土地を町が買い上げて、こういうふうな未完成の土地を買い上げて、分譲に至ったかというをもう少し詳しくご説明願います。

議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 11番議員にご答弁申し上げます。販売に至った経緯とい事でありまして、私が知っている限りにおいては、以前、工場用地で町が買い上げたということでありまして、そこを工場用地にするという当初計画であったようでありまして、その後、いろんな要因で宅地にしようという町側のことでなりました。そういうことで宅地分譲したという事でありまして、分譲のいわゆる計画、こういったものについてその当時の技術的な部分もあったんでしようけれども、いろんな面で、結果的に良質な宅地とは言えないような状況になってしまったということであり、そういった中身で販売に至ったと。

その結果がこういった結果になってしまったということであり、以前も裁判で負けましたけれども、それもそういった一つの要因である一つでもあります。更に前回の裁判で決着した部分。更に、今回の調停の部分。そしてもう2、3そういった部分があるという状況にあるというそういった宅地になってしまったということでありまして、それについては、しっかりと町としても今後、いろんな面に対応しなければならないというふうに考えております。

以上であります。

議長（渡辺定己君） 11番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

11番（木原秀男君） 再々質問を申し上げます。結局、川名さんの土地、また、いろいろな面で境団地の仁井田の2億円を払った件。そういうふうな事を非常に反省しないで、原因があるのに反省しないで、そのあれを繰り返しているわけですよ。そういうふうなミスを繰り返しているわけですよ。例えば今後、今の所でも、又、別な所が出てきているような話を聞いておりますけれども、それに対しては今後どういうふうな対処をするのか、一言聞いておきたいと思っております。

議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤栄作君） 11番議員の再々質問にご答弁申し上げます。今後の対応という事ではありますが、それぞれの宅地の中で、いろいろ要因というか中身が個々に違うということがございますので、それはその中身によって、ここでいえば申立人になるかも知れませんが、申立人の申立部分の中身についてよく精査をしながら、個々に対応していきたいというふうに考えております。

議長（渡辺定己君） ほかに質問ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

9番（今泉文克君） ただいま、上程されました第160号 調停についてでございますが、この1日も早い調停をもって和解をしていきたいというふうな事は、私らもしなくてはならないだろうと私も感じている所でございます。しかし、この内容について先程、全協でもお話あった所でございますが、確認させていただきたいのが何点かありまして、1つは、この申立人さんの現状の敷地、あるいはおかれている宅地の条件。

それから、今回、新たに境85番53の代替地と選定した所の面積、それから現在、申立人が住んでいる境地区との宅地としての条件ですね。それがどんなふうになっているのかということが第1点でございます。

それから、新たな境85番53の所有者とここの坪単価はどの位になっておるのか。

それから、それらに伴う所の面積の同面積ではないかと思しますので面積の差、それらの対応についてお伺いさせていただきます。

議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。申立人の方の最初の土地につきましては、先程、ご質問にあった境85番53が最初の土地ということでありまして、そちらは、211.05平米程宅地がございました。

交換する場所は岡ノ内でございますが、これは、町営住宅の跡地でございますので、現在の所、地番はございません。更にはある程度大きい区画になっておりますので、それらについては、予算等を議決いただいて、分筆、測量、更には造成工事などの施行が必要になります。

通常での予定としましては、約273平米程度の宅地ができる予定となっておりますので、その差額分が約62平米程度が増えますから、その差額については、等価交換という形で、弁護士さんの方からもご指導いただいておりますので差額については、金額で精算をしていただくということでありまして、そうなりますと、当然、町の方で代替をする土地については、面積が多いので、その差額分については金額でお支払いをいただくと。現在の図上の分割の、約62平米程度からまいりますと約123万5千円程度の、相手方の申立人の方の支払が生じるということござい

ます。

固定資産税の評価額については約1万円程度の地区でありまして、それぞれほぼ同じ額の評価となっているので面積積算による今回計算をしていただきたいということでございます。

宅地の条件等についても、準工とか住居地域とかありますけれども、いずれも住宅地としては、同じような条件というふうなことでございます。後、坪単価というのは先程、ご説明しました評価額が1万円程度でございますので、それでご理解していただきたいと思えます。

議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君の再質問の発言を許します。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

9番（今泉文克君） ただいまお伺いいたしますと先程、11番議員からもお話ありましたが、今から20年以上前の町が分譲したというふうな最近問題のある場所ですね。過去にも今回の申立人だけではなく他からも何人の方からも、このような形で、訴訟が起こったりあるいは原因についての追求が起きている場所であって、非常に私ども議員としてもこの位置づけ、あるいは今後の事についても危惧している所でございます。

その場所の、今後、もしかして何か起きた時の一つに今日の160号については基礎になる案件でございますからしっかりと中身をやっていかないと、また、次から次と起きた時に対応するのに出たり引っ込んだりするようなことがあってはまずいと思えますから、ここはしっかりとやっていかなければならないというふうに思っています。

それで、この申立人の方については、平成9年から何回も補修をしたり、あるいは再三にわたって町に対しても対応策を要請してきたというふうなことで、この方がここに記載されている賠償損害として682万円でご理解していただくということがどうなのか、非常に私としては疑問に思うところでございます。家を直せばそれでいいだろうということではなくて、その傾いたりあるいはそこで生活している期間が過去に20年以上この申立人の方はあったわけですから、そういうことを踏まえると大変な状況だったんだろうと。もし、自分の身であればそういうふうによく感じるところです。ですから、町はしっかりと細部を調査して対応して今後いつて貰いたいと強く感じます。

その中で、ただいま答弁をお伺いしますと、この申立人に対して、鏡石町境85番53というのはこれは新たな場所ではないということですか。代替地の提供を行うということだから、ここは現在住んでいる場所ということですね。そうすると、新たな所は、今度、岡ノ内地区の273平米がその方に対する代替地として、差額が出るけれども、今回、提供するというふうなことでよろしいのですね。

議長（渡辺定己君） 再質問の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまの調停の場所につきまして、交換の中としては境85番地53について

は、申立人が住んでいた場所ということであります。

交換の場所については、その場所から岡ノ内の前町営住宅跡地を予定しているということございまして、先程、ご質問にあった内容のとおりでございます。

それから、20年以上前からこういうふうな内容だったという事、更には現在まで、申立人もいろいろ補修、それから精神的な部分でも非常にご苦労されてきたという部分も当然あるという事であります。更には、今後もあの地区については、町としても対応はしていきたいというふうに考えています。

よろしく願いいたします。

議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

1番 円谷寛君

〔1番 円谷寛君 登壇〕

1番（円谷寛君） ただいまの、議案第160号について、先程の説明もあったんですけども、もう一度、一つは和解金の内訳を3点ほど申し上げましたね。それについてもう少し詳しく、メモをしきれなかったのをお願いしたい事が一つあります。更に、2点目は今度の震災で公金での支援金、更にはカンパなどによる義援金ですね。この両方併せて家族の状況等によって異なるわけでございますが、中川西氏はいくら位貰えるのか今後の金額を含めて教えていただきたいと思っております。

議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

和解金の内訳ということでございます。和解金の内訳といたしましては、建物の損害としまして、460万円、地盤調査費用として22万円、精神的慰謝料という事で200万円合計682万円ということですよ。

それから、震災関係の支援金、義援金ということでございますが、家が全壊をいたしておりますので、それを全部再建しますと、300万円は貰えますが、まだ再建はしていませんので、貰える権利があるという。その他に、100万以上位は出るのではないかと考えられます。

以上でございます。

議長（渡辺定己君） ほかに質疑がありませんか

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

議長（渡辺定己君） 暫時休議いたします。

休議 午後3時11分

開議 午後3時12分

議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

議長（渡辺定己君） これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第160号 調停についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手、多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第161号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡辺定己君） 日程第16 議案第161号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局長（吉田賢司君） 〔第161号議案を朗読 〕

議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

副町長（助川浩一君） ただいま上程されました議案第161号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

215ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、境西団地損害賠償請求調停並びに東日本大震災復興交付金第5回採択事業の町災害公営住宅建設に係る経費によるものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,866万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,866万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、218ページ第2表の1といたしまして、災害公営住宅建設事業の限度額等を記載のとおり追加するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明した。〕

副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺定己君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

9番（今泉文克君） ただいま上程されました、25年度の補正なんですけど、災害公営住宅ということで、駅東第1工区に建設予定だと思うのですが、実は、急にここで数字3,870万円が上がってきまして、それで、これは25年3月の当初ですね。今は5月ですがその時に全然上がってなくてここにきて、3,870万円の補正がなぜこのように早くなったのかというふうな理由が一つです。

2点目は、地方債ということで、今回、480万円、それから、交付金基金繰入金として、3,386万2,000円、両方とも自主財源になりますね。ということは厳しい中から出していくわけですから、これらについて、後で国からの財源の助成とかそのようなことはどんなふうになってくるのか。あるのか。無いのかですね。あるとすればどのような形で降りてくるのかということです。

それから、ここに出てきたことによって災害公営住宅事業というのは、前に進んでくるだろうと期待するのですが、今後の計画はどんなふうに進んでくるのか、解っておりますらそれらについてお伺いいたします。

議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

都市建設課長（関根邦夫君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、当初予算では債務負担行為のみの計上でしたが、当初、都市機構との買い取り制度というものを検討しておりました。その中で、UR（独立行政法人都市再生機構）との交渉をして参りましたが交渉の結果、なかなか事業を組むには人材的な理由から難しいと判断したために、直営という形で今回の設計業務について、臨時議会で計上させていただいた理由でございます。

また、地方債の480万円につきましては、8分の7の復興交付金の率でございますので、8分の1については地方債の借り入れができると。なお、この8分の1につきましては、将来的な家賃からの返済に充てるという状況でございます。なお、家賃収入につきましても補助制度がありまして減収補填等につきましては、将来的には、国からの方から再計算されまして補填される計画でございます。

今後の計画でございますが、おおざっぱでございますが、今年中位には設計をまとめまして、年明け早々にはできる限り確認申請等の準備をしまして3月議会には、そういったもので工事契約等ができるような段取りで今後進めていきたいというふうに考えております。

完成につきましては、26年度中ということで、完成を向けていきたいというふうに考えておりますので、この内容につきましては、先月の全員協議会でお示した内容でございますので、よろしくご理解の程お願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第161号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件

を裁決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

挙手、全員であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（渡辺定己君） 日程第17 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の「継続調査」の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の「継続調査」とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の「継続調査」とすることに決しました。

閉議の宣告

議長（渡辺定己君） 以上をもって、本臨時会に付議されました、案件の審議は、全部終了いたしました。

休議いたします。

休議 午後3時24分

開議 午後3時37分

（休議中、協議あり）

議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き、会議を開きます。

以上をもって、本臨時会に付議された、案件の審議は、全部終了いたしました。

町長挨拶

議長（渡辺定己君） ここで、閉会にあたり、招集者から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

町長（遠藤遠藤栄作君） 閉会にあたりまして一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議をいただき原案のとおり承認、議決賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。本日、議決いただきました議案、補正予算の執行につきましては、趣旨に基づき速やかな事務の執行に努めてまいります。

議員各位には、今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（渡辺定己君） これにて、第5回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時39分

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	2
報告第 23 号 専決処分した事件の承認について	2
報告第 24 号 専決処分した事件の承認について	8
報告第 25 号 専決処分した事件の承認について	11
報告第 26 号 専決処分した事件の承認について	15
報告第 27 号 専決処分した事件の承認について	21
報告第 28 号 専決処分した事件の承認について	25
報告第 29 号 専決処分した事件の承認について	29
報告第 30 号 専決処分した事件の承認について	33
報告第 31 号 専決処分した事件の承認について	36
報告第 32 号 専決処分した事件の承認について	40
報告第 33 号 専決処分した事件の承認について	44
議案第 159 号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）請負契約の 締結について	48
議案第 160 号 調停について	49
議案第 161 号 平成 25 年度鏡石町一般会計補正予算（第 1 号）	50

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告第23号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第24号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第25号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第26号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第27号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第28号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第29号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第30号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第31号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第32号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
報告第33号	専決処分した事件の承認について	25. 5.21	承認
議案第159号	鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）請負契約の締結について	25. 5.21	可決
議案第160号	調停について	25. 5.21	可決
議案第161号	平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）	25. 5.21	可決

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

平成 2 5 年 5 月 2 1 日

鏡石町議会議長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 円 谷 寛

署 名 議 員 古 川 文 雄

署 名 議 員 菊 地 洋

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

平成 2 5 年 5 月 2 1 日

鏡石町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員